

未来のものづくりを支える産業人材育成事業 に係る企画提案公募 仕様書

1 委託事業名

未来のものづくりを支える産業人材育成事業

2 本事業の趣旨・目的

全国的に人手不足が深刻化する中、大阪が今後も持続的に成長し、世界と伍する都市として発展していくためには、大阪・関西万博のレガシーを継承したうえで、経済力・都市力・人材力を一体的に高めていくことが必要である。とりわけ、経済力や都市力を支える土台となる「人材力」の強化は極めて重要であり、成長産業分野や観光分野、さらにそれらを下支えするものづくり産業の担い手となる人材の安定的な確保・育成が大きな課題となっている。

万博期間中には、大阪ヘルスケアパビリオン内の「リボーンチャレンジ」において府内中小企業等の新技術やプロダクトが紹介されたほか、「未来の食」を体験できる施設において創造性あふれる様々なメニュー・商品が提供されるなど、大阪が誇るものづくりの技術力が世界に発信された。これらの技術・製品・商品の開発・製作の背景には、工業系・調理系をはじめとする高度な技能と豊かな創造力を備えた多様な職種の技能者の存在があり、ものづくり産業人材の育成は、成長分野の各取組を下支えする重要な基盤である。

一方で、産業構造や進路選択の多様化が進む中、特に小中学校段階においては、実社会で活躍する技能者やものづくりの現場に触れ、ものづくりの仕事のやりがいや技術の奥深さについて学ぶ機会が十分とはいえない状況にある。このため、子どもたちがものづくりの仕事を身近な職業として捉え、将来の職業選択や進路について具体的に考えるためには、実社会で働く人の話や取組に触れるなど、仕事の意義や魅力を知る学びの機会を充実させていくことが重要である。

そこで本事業では、子どもたちがものづくりへの興味・関心を高め、「将来のなりたい職業」へとつながるきっかけを創出することを目的に、ものづくり企業・団体と連携し、なにわの名工等の技能者による出前授業等府内小中学校で実施する。併せて、本取組に参画する技能者を対象とした研修や交流会を実施し、出前授業が地域社会への貢献や将来のものづくり人材の育成につながる重要な取組であることへの理解を深めるとともに、継続的な出前授業の担い手となる企業・技能者の育成を図る。さらに、企業・団体間の連携・協働を促進することで、出前授業の内容や手法の質向上を図り、継続的かつ安定的な実施体制の構築につなげ、将来にわたり大阪のものづくり産業を支える人材育成の好循環を創出することをめざす。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月26日（金曜日）まで

4 委託上限額

8,820,000円（税込） ※本事業を履行するための全ての経費を含む。

5 事業内容及び提案を求める事項

(1) 小学校におけるものづくり体験型出前授業の実施

①教材（冊子及び体験素材）の作成

小学生（4～6年生）がものづくりに関わる仕事を身近に感じられるよう、児童の生活に関連するテーマを一つ設定し、そのテーマに関係する技能・仕事（6職種）を紹介する冊子を作

成すること。また、6職種のうち、3職種については、児童が技能・ものづくりを体験することができる素材も併せて作成すること。

<冊子掲載イメージ>

- ・児童に身近なテーマと関連する技能及び仕事の紹介
- ・技能検定制度の紹介
- ・ものづくりや技能を学ぶことができる府内の進学先 等

②体験型出前授業の企画、運営

①で作成した教材（冊子及び体験素材）を活用した出前授業を実施すること。

<実施概要>

- ・実施時期：令和8年11月から令和9年2月
- ・実施数：10校（1クラス35人、1校あたり3クラスを想定）
- ・時間数：3時限程度
技能・仕事の紹介…1時限（45分）、ものづくり体験…2時限（45分×2）

【ねらい】

私たちの生活は、建築物、製品、サービスなど多様な技能によって支えられている。しかし、これらの技能が日常生活とどのように結びついているのか、また、それらを担う仕事を体系的・総合的に紹介する資料は十分に整備されていない。

このため、児童の生活に関連するテーマと、そのテーマに関係する技能・仕事を紹介する冊子を作成し、小学生がものづくりに関わる仕事を身近に感じられるようにする。また、理科、算数、家庭科、図画工作など、小学校での学習と技能・仕事とのつながりを示すことで、日々の学びが社会でどのように生きるかを理解できるようにする。

さらに、児童が技能やものづくりを体験できる素材を併せて作成し、出前授業を実施することで、児童が日常生活と多様な技能との関わりを理解し、ものづくりに対する関心や学習意欲を高める。

<留意事項>

(ア) 冊子について

- ・冊子はA4縦・12ページ以上、フルカラーとすること。
- ・テーマに関連する技能は、厚生労働省ホームページ「技能検定制度について」に掲載されている133職種、又は「大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）」の実施要領（別表）に例示している職種から選択すること。

（参考1）厚生労働省ホームページ「技能検定制度について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/ability_skill/ginoukentei/index.html

（参考2）大阪府ホームページ「大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）」

https://www.pref.osaka.lg.jp/o110110/nokai/jinzai/01jinzai_meikou.html

- ・身近なテーマに関連する技能及び仕事は、府内企業・団体へのヒアリングを踏まえて具体的な内容とすること。

- ・ キャリア教育の視点（職業理解、働く意義、各教科との関連等）を踏まえた内容とすること。
 - ・ 写真やイラストを使用して視覚的に理解しやすくすること。
 - ・ 冊子は、2,000部作成すること。
- (イ) 体験素材について
- ・ 体験素材は、児童が教室内で作業できるものとし、説明を含め2時限（90分）程度で作業が完成する内容とすること。
- (ウ) 出前授業について
- ・ 授業全体の構成及び説明内容等の指導案を作成すること。授業内容の検討にあたっては、児童の学習状況や日常生活の様子との関連性をもたせることができるよう教職経験者等へのヒアリングを行うこと。
 - ・ ものづくり体験に係る児童の作業補助について必要な人員を受注者にて配置すること。
 - ・ のこぎり、金づち等の工具や刃物類を使用する作業がある場合は、安全な使用方法、注意事項及び禁止事項を明確に説明するなど、安全管理に十分留意すること。
 - ・ 技能者への謝礼及び交通費（実費）を委託金額に含めること。
 - ・ 出前授業を実施する小学校の選定にあたっては、大阪府が事前に府内小学校に希望調査を行い、その結果を踏まえて、大阪府と受注者で協議して決定するものとする。ただし、希望調査に係る案内チラシは受注者が作成すること。
 - ・ 出前授業実施校及び技能者を派遣する企業等との授業日時や授業の流れ、説明内容等の調整は、受注者が行うこと。
 - ・ 各校のクラス数及び授業の時間数等は、現時点での想定であり、実施にあたっては、学校との調整のうえ、決定すること。
 - ・ 児童及び教員へのアンケートを行い、結果をとりまとめ効果検証すること。

(提案を求める事項)

- ・ 想定テーマ
- ・ 冊子の内容、体験素材のイメージ等
- ・ 出前授業の構成及び内容
- ・ 児童の興味・関心を引き出すための工夫

(2) 中学校におけるものづくり講演型出前授業の実施

①教材（冊子）の作成

生活に関連する3つのテーマ（シーン）を設定し、それぞれの場面を支える技能・職種と、技能に関わる企業や職人の具体的事例を紹介する冊子を作成すること。

<冊子掲載イメージ>

- ・ 生活に身近なテーマと関連する技能、技能者の挑戦やキャリア形成の紹介
- ・ 技能検定制度の紹介
- ・ ものづくりや技能を学ぶことができる府内の進学先 等

②講演型出前授業の企画、運営

①で作成した教材（冊子）に掲載した技能者が講師となり、技能の実演、体験談、キャリア形成等に関する講話を行うこと。

<実施概要>

- ・実施時期：令和8年11月から令和9年2月
- ・実施数：2校（1クラス35～40人、1校あたり3学年・6クラスを想定）
- ・時間数：1～2時限程度

【ねらい】

地域の産業やものづくりを支える多様な技能や職種を紹介することで、中学生が多様な将来像を描き、進路選択の参考となる具体的なイメージを持てるようにする。また、技能者の挑戦やキャリア形成の実例を冊子で紹介するとともに、各技能・職種と学校での学習（理科、数学、家庭・技術、美術など）とのつながりを示すことで、中学生が日々の学びの先にある仕事の姿を理解できるようにする。

さらに、冊子の内容を踏まえ、技能者による講演を実施し、実演や体験談に直接触れる機会を提供することで、技能の魅力や職業としての可能性をより深く理解させるとともに、中学生が自らの興味や適性を考える契機とする。

<留意事項>

(ア) 冊子について

- ・冊子はA4縦・12ページ以上、フルカラーとすること。
- ・冊子で紹介する技能は、厚生労働省ホームページ「技能検定制度について」に掲載されている133職種、又は「大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）」の実施要領（別表）に例示している職種から選択すること。（5（1）<留意事項>参照）
- ・府内企業・団体及び技能者へのヒアリングを踏まえ、技能の価値や職業のイメージを具体的に理解できる内容とすること。
- ・キャリア教育の視点（職業理解、働く意義、各教科との関連等）を踏まえた内容とすること。
- ・写真やイラストを使用して視覚的に理解しやすくすること。
- ・冊子は、2,000部作成すること。

(イ) 出前授業について

- ・中学生が技能の魅力や職業としての可能性を理解できる内容とすること。また、授業内容の検討にあたっては、生徒の学習状況や日常生活の様子との関連性をもたせることができるよう教職経験者等へのヒアリングを行うこと。
- ・技能者への謝礼及び交通費（実費）を委託金額に含めること。
- ・出前授業を実施する中学校の選定にあたっては、大阪府が事前に府内中学校に希望調査を行い、その結果を踏まえて、大阪府と受注者で協議して決定するものとする。ただし、希望調査に係る案内チラシは受注者が作成すること。
- ・出前授業実施校及び技能者を派遣する企業等との授業日時や授業の流れ等の調整は、受注者が行うこと。
- ・各校のクラス数及び授業の時間数等は、現時点での想定であり、実施にあたっては、学校との調整のうえ、決定すること。
- ・生徒及び教員へのアンケートを行い、結果をとりまとめ効果検証すること。

(提案を求める事項)

- ・ 冊子及び出前授業の内容
- ・ 想定テーマ
- ・ 想定講演者
- ・ 生徒の興味・関心を引き出すための工夫

(3) ものづくり魅力発信推進企業の登録、研修・交流会の開催

①出前授業の担い手となる企業・団体の開拓・確保

「なにわの名工」等の技能者が所属する企業・団体や匠企業等を対象に、府内小中学校に対して出前授業の実施が可能な企業・団体を 30 者以上確保し、リスト化する。

②研修・交流会の企画、運営

出前授業に参加する企業・団体を増やすとともに、技能者が小中学校向けの授業を効果的に実施するために必要な知識・技術を習得する研修を実施する。また、出前授業の好事例やノウハウを共有し、企業・団体間の情報交換を促す交流会を開催する。

<開催概要>

- ・実施時期 : 令和9年2月末までに実施すること
- ・開催場所 : 府内 (利便性のよい会場が望ましい)
- ・参加対象者 : なにわの名工等の技能者が所属する企業・団体
- ・参加企業数 : 30 者程度
- ・実施回数 : 1 回
- ・実施形式 : 対面での研修・交流会

【ねらい】

出前授業を継続的に推進するためには、より多くの企業・団体の協力が不可欠である。しかし、出前授業は事業活動と直接結び付きにくく、人手不足等も背景に参画が進みにくい状況がある。そのため、研修・交流会を実施し、企業・団体に対して出前授業が地域社会への貢献や将来のものづくり人材の育成につながる重要な取組であることを理解してもらい、参画への意識を高めてもらうとともに、出前授業の担い手となる企業・技能者の育成を図る。併せて、企業・団体間の連携・協働を促進し、出前授業の質の向上と継続的な実施体制の構築につなげる。

<留意事項>

- ・ 出前授業の実施に実績を有する経営者又は技能者、キャリア教育に関する専門的知見を有する者等を講師として招聘すること。
- ・ 研修内容は、地域貢献及びキャリア教育の基本的概念、出前授業の企画・運営に関する実践的なノウハウ、安全管理等、技能者の出前授業参加を促進する内容とすること。
- ・ 必要に応じ、研修・交流会に必要なテキスト等を準備すること。
- ・ 研修会開催に向けた企業・団体及び施設関係者との調整は、受注者が行うこと。
- ・ 研修会の参加申込先は受注者とし、申込後の参加者への連絡・調整は受注者が行うこと。
- ・ 申込状況については、随時、大阪府と情報共有すること。
- ・ 研修・交流会を広く周知する資料 (動画や冊子等) を作成すること。

- ・ 参加者アンケートを実施し、効果検証すること。

(提案を求める内容)

- ・ 30 者以上の幅広い企業・団体の参画を促すための方法を提案すること。
- ・ 研修・交流会を実施する方策（テーマ、実施方法、内容、スケジュール、想定講師等）について、企業・団体の満足度が高まるよう具体的に提案すること。
- ・ 本事業を広く周知するための方法を提案すること。

(4) 事業計画の策定及び進行管理

上記業務内容（1）～（3）について、契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう事業計画を作成し、当該計画に基づき業務の進行管理を行うこと。詳細については、着手前に大阪府と協議すること。

以下に大阪府が想定しているスケジュール例を示すが、時期や内容等について、異なった提案を制約するものではない。

時期	業務内容
令和 8 年 6 月～10 月	企業・団体へのヒアリング、リスト化 授業内容の調整、教材作成、協力企業の調整
令和 8 年 10 月～11 月	府内企業・団体へ、実施校への派遣依頼・調整
令和 8 年 12 月 ～令和 9 年 2 月	出前授業（小学校 10 校・中学校 2 校）の実施
令和 9 年 2 月	研修会、交流会の実施
令和 9 年 3 月	事業終了

(提案を求める内容)

- ・ 年間の事業スケジュールについて提案すること。
- ・ 事業を総括する責任者や推進体制について、既に決定している場合は明記（所属、役職、事業実績等）すること。また、未定の場合についても、想定している進行管理の体制を提案すること。
- ・ これまでに小中学生向けに出前授業やワークショップ等を行った経験や、企業等の研修・交流会、ものづくりの推進に係る業務を行った経験など、受注者が有するノウハウを本業務にどのように生かすかを説明すること。

6 事業全体に係る留意点

(1) 関係法令等の遵守

職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）や労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）等の関係法令及び関連通知を遵守すること。

(2) 著作権等及び使用料について

- ・ 本事業に関する企画、画像等一切の著作権及び使用料等の費用については、すべて委託金額内に含むものとする。
- ・ 本事業における成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む。）については、大阪府に帰属するものとする。また、本事業終了後においても大阪府がその保有する広報媒体

等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとする。

- ・ 受注者は、本事業における成果物の著作権者人格権については行使しないこと。
- ・ 著作物の作成を第三者に委託する場合は、あらかじめ著作権を当該第三者から譲り受けるなどの方法により使用の権利関係を調整すること。
- ・ 本件仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら大阪府の責めに帰す場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。なお、大阪府は紛争等の事実を知ったとき、速やかに受注者に通知することとする。

7 事業完了までに大阪府へ提出するもの

受注者は、契約書に定める提出物及び事業の成果品（教材及び画像データ等）について、下表の通り提出するものとする。なお、提出部数は各1部とする。

	提出物	提出期限	提出先
1	業務責任者及び個人情報の取扱いに係る作業責任者の設定・変更報告	設定・変更時	大阪府商工労働部 雇用推進室 人材育成課 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 24階 電子メールアドレス： jinzaiikusei-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp
2	業務実施計画書	契約締結後 14 日以内	
3	事業完了報告書及び成果品（アンケート結果のとりまとめを含む）	事業完了後 20 日以内又は令和9年3月26日のいずれか早い日まで	
4	その他、契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除	必要に応じて随時	

8 再委託

再委託は原則禁止する。ただし、業務の実施にあたり、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、下記「再委託の承認」に基づき、大阪府から承認を得れば、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、提案内容に明記すること。

◆再委託の承認「委託役務業務における再委託等の承認事務に関する指針」（抜粋）

原則として次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認することができる。

- ① 業務の主要な部分を再委託すること。
- ② 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ③ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。
- ④ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。

実施にあたっては、上表及び下表に基づき、大阪府と事前に協議し、承認を得ること。

◆承認する場合に付する条件

- (1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委

託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。

- (2) (1) の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、大阪府に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、大阪府の求めに応じて提出しなければならない。
- (3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、大阪府の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。
- (4) 受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託業務であることを説明し、本委託業務の関係書類等を本業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存するとともに、大阪府からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。
- (5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を大阪府に提出し協議しなければならない。
- (6) 受注者は、委任した事務、業務が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載すること。
- (7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。

9 実施状況の報告

- ・ 受注者は、契約締結後、本仕様書に明示しているもののほか、適宜、本委託事業の実施状況を書面により、大阪府に報告すること（報告様式自由）。
- ・ 大阪府から受注者に対し、必要に応じて、事業内容等について随時報告を求めることがある。

10 委託事業の運営

受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。

11 その他

- ・ スケジュールの進捗が随時確認可能な事業体制とすること。
- ・ 受注者は契約締結後、事業実施に際して大阪府の指示に従うこと。
- ・ 大阪府は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費含む）まで認めるものではないため、契約締結及び事業実施にあたっては、受注者は必ず大阪府と協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- ・ 会場使用料や謝金は、委託金額に含めること。
- ・ 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。

- ・ 個人情報の取扱いについては公募要領別記の特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、契約を締結する際、受注者は、個人情報保護の観点から、誓約書（別途提示）を提出すること。
- ・ 事業の実施にあたっては、障がいのある人に配慮すること。
（参考1）大阪府障がい者差別解消ガイドライン
https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_guideline.html
- （参考2）色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン
<https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/shikikaku/>
- ・ 本事業の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、大阪府と受注者で協議の上、事業を遂行すること。